ナイスショット通信 第67号 討議資料

海田県議会議員 無所属 県民会議



発行者 連絡先 埼玉県議会議員 並木正年 〒365-0038 鴻巣市本町 3-2-19-B TEL 541-7777 / FAX 543-8000

日頃の活動は ホームページで!

並木まさとし 検索 namikimasatoshi@soleil.ocn.ne.jp



埼玉県 中小企業・個人事業主支援金

緊急事態宣言の延長につき 10 万円を追加支援

第2弾 5月12日~5月31日分の追加支援が決定

第1弾(4月8日~5月6日の休業)については 66 号のチラシを参照

受付期間 令和2年6月1日(月)~令和2年7月17日(金)まで

支給要件は次の全てを満たす必要があります *第1弾との変更点は①②です

- ① 2019年の(法人は前事業年度)「月間の平均売上げが15万円以上あること」
- ② 令和 2 年 5 月 12 日から 5 月 31 日までの間に※8 割以上(16 日以上)休業していること
- ③埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主であること
- ④緊急事態措置実施前(令和2年4月7日以前)から必要な許認可を取得、事業を行っていること
- ⑤この支援金を重複して申請していないこと
- ⑥令和2年5月12日から5月31日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと
- ⑦暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている法人、 その他知事が適当でないと認めた者に該当しないこと

※5月12日から31日まで20日間のうち8割(16日)以上の休業日数のカウントは以下の通りです

カウントの内容	日数換算
新型コロナウイルスの影響による臨時休業日	1日
新型コロナウイルスの影響以外による臨時休業日・定休日	1日
売り上げがなかった日	1日
営業時間を短縮した日	0.5日
店内営業を休止し、デリバリーやテイクアウトのみ営業	0.5 日

申請に必要な書類

電子申請が原則です

- ① の証明について→確定申告書(税務署の受領印が押してあるもの)
- ② の証明について→令和 2 年 5 月 12 日から 5 月31日までの間の休業の状況が分かる書類 *ホームページの告知、店頭ポスター、チラシなど対外的にその事実を周知していることが分かる写真
- ③ 令和2年4月7日以前から事業活動を行っていることが分かる書類
 - *直近の確定申告書の控え、法人県民税等の領収証書、個人事業税等の納税証明書など
- ④ 事業活動に必要な許可等を取得していることが分かる書類(該当する場合のみ)
- ⑤ *飲食店営業許可、酒類販売業免許など
- ⑥ 本人確認書類(個人事業主のみ) *運転免許証、パスポート、健康保険証など
- ⑦ 令和2年5月12日から5月31日までの間の売上げがない日が分かる書類(該当する場合のみ)

*売上帳簿、事業収入額を示した帳簿など

埼玉県中小企業等支援相談窓口

8 支援金の振込先の通帳等の写し

TEL 0570-000-678または 048-830-8291